商工省調査　提出期限一月末日

（市町村長宛提出ノコト）

（工場）　㊙　調査票第三號甲

◎第　　號	昭和　　年十二月末日現在	工場番號	※

※欄ハ記入ヲ要セズ
◎欄ハ道府縣ニ於テ記入スルモノトス

工場名					
工場所在地					
事業開始年月			年　　月		
主要事業					
從業者數	種類		男	女	計
	職員	事務ニ從事スル者			
		技術ニ從事スル者			
		計			
	職工	十六歳未滿			
		十六歳以上五十歳未滿			
		五十歳以上			
		計			
	其ノ他ノ從業者				
職工一人一日當實收賃銀			錢	錢	
兵役關係者數	種類		陸軍	海軍	計
	職員				
	職工				
	計				

原動機	種類	實馬力別	操業臺數	休止及豫備ノ臺數	計

作業機械及設備	種類	操業數	休止及豫備ノ數	計

備考

本調査票ハ當該官廳ニ於テ祕密ノ取扱ヲ爲スモノトス
本調査票ハ三通提出スベシ
昭和　年　月　日提出

工業主ノ住所及氏名又ハ名稱竝ニ捺印

本調査票ニ記入シ盡スコトヲ得ザル場合ニハ更ニ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スルモノトス

記入注意

一　一般事項

工場名、工場所在地、事業開始年月、主要事業、工業主ノ住所及氏名又ハ名稱竝ニ捺印欄の記入に付ては第一號票及第二號票記入注意參照

二　從業者數

1 從業者には工業主又は雇傭關係なき其の家族を含まず

2 職員數、職員とは工場の事務又は技術に直接從事する者をいふ事務と技術とを兼務する者に付ては其の主たる職務に依り何れか一方のみに記入すべし

職工數　職工とは當該工場に於て其の目的とする作業の本體たる業務に從事し又は直接に其の業務を助成する爲勞働に從事する者（職工長、伍長、工長、普通職工、臨時職工、日傭職工等）をいふ

徒弟及職人は之を職工と看做す

4 年齡は數へ年に依らず滿年に依るべし

其の他の從業者とは給仕、小使、門衞、掃除夫、賄方、運搬夫其の他工場建設物の修理等に從事する大工、左官等をいふ

三　職工一人一日當實收賃銀

1 十六歳以上五十歳未滿の職工の實收賃銀に付調査期間中に於ける一人一日の平均額を性別に記入すべし

2 平均賃銀額は錢單位とし、錢未滿は切捨つべし

3 實收賃銀には手當、歩增、賞與等を含む

4 賄、被服、住居等實物を給與する場合に於ては其の價額を見積り之を合算記入すべし

四　兵役關係者數

兵役關係の者とは歸休兵竝に豫備兵役、後備兵役及補充兵役の各兵役にあるものをいふ

五　原動機

1 電動機、蒸汽機關、蒸汽タービン、ガス機關、石油機關、タービン水車、ペルトン水車及日本型水車の内何れかの原動機を有する場合に限り之を記入するものとし先づ其の種類を記入し其の實馬力毎に操業中のものと休止及豫備のものとに區別して記入すべし　例へば電動機十馬力のもの十五臺五馬力のもの三臺ある場合に十馬力の操業中のもの十四臺十馬力の休止及豫備のもの一臺、五馬力の操業中のもの二臺、五馬力の休止及豫備のもの一臺等の如く記入すべし以上を表示すれば次の如し

（記入例）

原動機 種類	實馬力別	操業數	休止及豫備ノ臺數	計
電動機	10	14	1	15
〃	5	2	1	3

2 原動機には發電機及汽罐を含まず

3 實馬力數は小數點以下一位迄とし未滿は切捨つべし

六　作業機械及設備

主要作業機械及設備表に記載せる機械及設備を有する工場は其の事業の種類を問はず總て別表に記載せる機械及設備に付其の數を操業中のものと休止及豫備のものとに區別し所定の單位に依り記入すべし

（記入例）

作業機械及設備 種類	操業數	休止及豫備ノ數	計
綿絲紡紡機「ミュール」	3,200錘	800錘	4,000錘
綿力織機、筬幅25吋未滿ノモノ	7臺	3臺	10臺
旋盤	1臺	1臺	2臺

工場調査規則（昭和四年十一月二十八日商工省令第十七號）

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工場調査規則左ノ通定ム

工場調査規則（抄）

第一條　五人以上ノ職工ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニシテ第二條ニ該當セザルモノノ工業主ハ工場毎ニ毎年調査票第一號甲、第二號甲及第三號甲各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ調査票第一號甲及第三號甲ニ調査記入スベキ事項中原料及材料、原動機竝ニ作業機械及設備ノ種類ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ調査票第二號甲ニ調査記入スベキ事項中生産額及在庫額ハ別ニ定ムル生産分類ニ依リ區分シテ之ヲ記入スベシ

（參照）　昭和四年四月十二日公布法律第五十三號

資源調査法（抄）

第五條　第一條ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虛僞ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ祕密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

Sample